

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月31日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
同 中 野 恵 太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
(Premium Funds
- Wealth Core Portfolio Conservative Type
- Wealth Core Portfolio Growth Type)

【届出の対象とした募集(売却)外国投資信託受益証券の金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

() 当初申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

1,000億円を上限とする。

- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

1,000億円を上限とする。

() 継続申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建てクラス受益証券

10億アメリカ合衆国ドル(約1,127億円)を上限とする。

- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建てクラス受益証券

10億アメリカ合衆国ドル(約1,127億円)を上限とする。

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

1,000億円を上限とする。

- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

1,000億円を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成28年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.68円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成28年4月11日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況、3 投資リスク」の参考情報および原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートをを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (8) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	追加
	(2) 投資資産		(2) 運用実績	追加
	(3) 運用実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
(4) 販売及び買戻しの実績				
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型（以下「コンサバティブ型」ということがある。）およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型（以下「グロース型」ということがあり、コンサバティブ型とグロース型を個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。）の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(平成28年6月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	101,064,025.15	99.74
小計		101,064,025.15	99.74
現金その他の資産（負債控除後）		258,528.75	0.26
合計 (純資産価額)		101,322,553.90 (約10,427百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成28年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=102.91円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、各サブ・ファンドの各受益証券またはクラス受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(平成28年6月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	56,392,067.07	100.00
小計		56,392,067.07	100.00
現金その他の資産（負債控除後）		- 2,710.69	0.00
合計 (純資産価額)		56,389,356.38 (約5,803百万円)	100.00

投資資産

(A) 投資有価証券の主要銘柄

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(平成28年6月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	993,746.560	100.74	100,110,318.25	101.70	101,064,025.15	99.74

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(平成28年6月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（円）		時価（円）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	576,311.365	98.33	56,666,222.93	97.85	56,392,067.07	100.00

(B) 投資不動産物件（平成28年6月末日現在）

該当事項なし。

(C) その他投資資産の主要なもの（平成28年6月末日現在）

該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型の運用開始日から平成28年6月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。なお、各サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券は平成27年12月4日に運用を開始し、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券は平成28年5月11日に運用を開始した。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
平成27年12月末日	58,203,052.44	5,989,676	米ドル建て	9.92米ドル	1,021
			円建て（ヘッジあり）	-	-
平成28年1月末日	58,355,095.46	6,005,323	米ドル建て	9.69米ドル	997
			円建て（ヘッジあり）	-	-
2月末日	59,335,197.31	6,106,185	米ドル建て	9.71米ドル	999
			円建て（ヘッジあり）	-	-
3月末日	62,548,763.16	6,436,893	米ドル建て	10.02米ドル	1,031
			円建て（ヘッジあり）	-	-
4月末日	68,755,236.59	7,075,601	米ドル建て	10.11米ドル	1,040
			円建て（ヘッジあり）	-	-
5月末日	85,172,247.92	8,765,076	米ドル建て	10.10米ドル	1,039
			円建て（ヘッジあり）	1,002円	-
6月末日	101,322,553.90	10,427,104	米ドル建て	10.04米ドル	1,033
			円建て（ヘッジあり）	994円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

コンサバティブ型-米ドル建て

(平成27年12月4日(運用開始日)～平成28年6月末日)



コンサバティブ型-円建て（ヘッジあり）

(平成28年5月11日(運用開始日)～平成28年6月末日)



（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

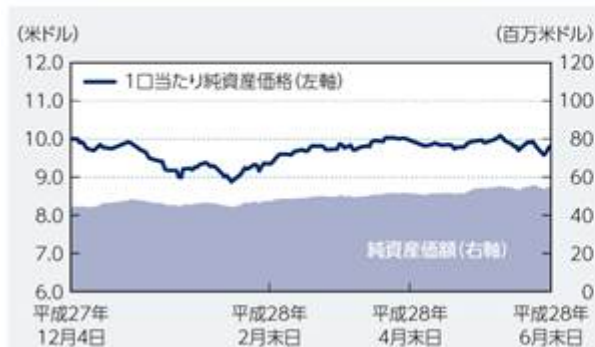
	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
平成27年12月末日	48,282,589.03	4,968,761	米ドル建て	9.89米ドル	1,018
			円建て（ヘッジあり）	-	-
平成28年1月末日	46,237,729.47	4,758,325	米ドル建て	9.33米ドル	960
			円建て（ヘッジあり）	-	-
2月末日	47,067,550.35	4,843,722	米ドル建て	9.34米ドル	961
			円建て（ヘッジあり）	-	-
3月末日	50,107,114.90	5,156,523	米ドル建て	9.85米ドル	1,014
			円建て（ヘッジあり）	-	-
4月末日	51,633,123.28	5,313,565	米ドル建て	10.00米ドル	1,029
			円建て（ヘッジあり）	-	-
5月末日	55,215,301.93	5,682,207	米ドル建て	9.97米ドル	1,026
			円建て（ヘッジあり）	1,008円	-
6月末日	56,389,356.38	5,803,029	米ドル建て	9.82米ドル	1,011
			円建て（ヘッジあり）	992円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

グロース型－米ドル建て

(平成27年12月4日(運用開始日)～平成28年6月末日)



グロース型－円建て（ヘッジあり）

(平成28年5月11日(運用開始日)～平成28年6月末日)



分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

各サブ・ファンドの運用開始日から平成28年6月末日までの期間における収益率の推移は、以下のとおりである。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

受益証券の種類	収益率 ^(注)
米ドル建てクラス受益証券	0.40%
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	- 0.60%

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成28年6月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初発行価格（10米ドルおよび1,000円）

以下同じ。

(注2) 各サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券は平成27年12月4日から、各サブ・ファンドの円建て（ヘッジあり）クラス受益証券は平成28年5月11日から運用を開始している。以下、別段の記載のない限り同じ。

< 参考情報 >

収益率の推移

コンサパティブ型－米ドル建て



コンサパティブ型－円建て（ヘッジあり）



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、平成28年については平成28年6月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、米ドル建て受益証券については平成27年の場合、および円建て（ヘッジあり）受益証券については平成28年の場合、当初募集価格である10米ドルまたは1,000円）

以下、< 参考情報 >において同じ。

(注2) 米ドル受益証券については、平成27年は12月4日（運用開始日）から同年12月末日までの、平成28年については平成28年1月1日から同年6月末日までの収益率を表示している。円建て（ヘッジあり）受益証券については、平成28年は5月11日（運用開始日）から同年6月末日までの収益率を表示している。

以下、< 参考情報 >において同じ。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

受益証券の種類	収益率
米ドル建てクラス受益証券	- 1.80%
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	- 0.80%

< 参考情報 >

収益率の推移

グロース型－米ドル建て



グロース型－円建て（ヘッジあり）



[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

各サブ・ファンドの運用開始日から平成28年6月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに平成28年6月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建てクラス受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
9,218,478.821	109,267.171	9,109,211.650
(9,218,478.821)	(109,267.171)	(9,109,211.650)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 販売口数は、当初募集期間に販売された口数を含む。以下同じ。

(注3) 各サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券は平成27年12月4日から、各サブ・ファンドの円建て（ヘッジあり）クラス受益証券は平成28年5月11日から運用を開始している。以下、別段の記載のない限り同じ。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
1,017,462.789	0.000	1,017,462.789
(1,017,462.789)	(0.000)	(1,017,462.789)

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建てクラス受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
5,754,519.416	160,404.344	5,594,115.072
(5,754,519.416)	(160,404.344)	(5,594,115.072)

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

販売口数	買戻口数	発行済口数
150,721.981	0.000	150,721.981
(150,721.981)	(0.000)	(150,721.981)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

- 1) 米ドル建て受益証券 = 米ドル
2) 円建て（ヘッジあり）受益証券 = 日本円

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の平成28年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 102.91円

(1) 資産及び負債の状況

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

純資産計算書

2016年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価83,977,395.29米ドル (8,642,114千円))	1.2	85,326,320.89	8,780,932
設立費用(純額)	1.3	71,763.93	7,385
銀行預金		32,830.48	3,379
資産合計		85,430,915.30	8,791,695
負債			
先渡為替予約に係る未実現純評価損	1.7,9	111,004.58	11,423
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	73,864.13	7,601
未払設立費用	1.3	38,719.26	3,985
未払印刷および公告費用		9,870.84	1,016
未払代行協会員報酬	7	5,682.53	585
未払専門家費用		4,795.62	494
未払弁護士費用		4,005.16	412
未払管理事務代行会社報酬	5	3,792.03	390
未払保管会社報酬	6	2,525.67	260
未払受託会社報酬	2	2,513.45	259
未払管理会社報酬	3	1,894.11	195
負債合計		258,667.38	26,619
純資産		85,172,247.92	8,765,076
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		78,674,685.52	8,096,412
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		722,139,735円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		7,791,493.182口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		720,859.191口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		10.10	1,039円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,002円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末：		
発行受益証券	7,846,155.379 □	720,859.191 □
買戻受益証券	(54,662.197)□	- □
2016年5月31日	7,791,493.182 □	720,859.191 □
純資産、期末：	米ドル	円
2016年5月31日	78,674,685.52 (8,096,412千円)	722,139,735
受益証券1口当たり純資産価格、期末：	米ドル	円
2016年5月31日	10.10 (1,039円)	1,002

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

財務書類に対する注記

2016年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (h) 未実現損益は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用はサブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。当期中において投資先ファンドが支払った配当金はなかった。

1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の適用為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資対象ファンドの投資運用会社でもあり、投資対象ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%（サブ・ファンドの純資産に基づき算定される）の報酬を受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社に配分されるサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2016年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	3,363,684.52	日本円	365,096,000.00	2016年6月15日	(77,332.97)
米ドル	329,918.98	日本円	36,000,000.00	2016年6月15日	(5,871.61)
米ドル	413,907.43	日本円	45,204,000.00	2016年6月15日	(7,012.09)
米ドル	402,207.90	日本円	44,250,000.00	2016年6月15日	(3,901.00)
米ドル	205,767.46	日本円	22,540,000.00	2016年6月15日	(2,878.12)
米ドル	392,968.91	日本円	43,278,000.00	2016年6月15日	(3,411.41)
米ドル	545,034.75	日本円	59,900,000.00	2016年6月15日	(5,857.49)
米ドル	278,464.98	日本円	30,500,000.00	2016年6月15日	(3,925.26)
米ドル	652,955.57	日本円	72,450,000.00	2016年6月15日	(814.63)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現純評価損合計					(111,004.58)

注10．為替レート

2016年5月31日現在使用された対米ドルの為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	111.1401

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資対象ファンドの投資運用会社としての役割も担っているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされる。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
投資有価証券明細表
2016年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
835,222.41	Goldman Sachs Funds SICAV - Wealthbuilder Multi-Asset Conservative Portfolio Class I Share	米ドル	83,977,395.29	85,326,320.89	100.18
投資信託合計			83,977,395.29	85,326,320.89	100.18
投資有価証券合計			83,977,395.29	85,326,320.89	100.18

投資有価証券の分類
2016年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	100.18
投資有価証券合計		100.18

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

純資産計算書

2016年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価54,803,423.69米ドル (5,639,820千円))	1.2	55,275,776.93	5,688,430
設立費用(純額)	1.3	71,763.93	7,385
銀行預金		4,797.57	494
資産合計		55,352,338.43	5,696,309
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	50,809.22	5,229
未払設立費用	1.3	38,802.97	3,993
先渡為替予約に係る未実現純評価損	1.7,9	16,326.07	1,680
未払印刷および公告費用		9,870.84	1,016
未払専門家費用		4,795.62	494
未払弁護士費用		4,363.59	449
未払代行協会員報酬	7	3,908.79	402
未払管理事務代行会社報酬	5	2,606.82	268
未払受託会社報酬	2	2,513.45	259
未払保管会社報酬	6	1,736.28	179
未払管理会社報酬	3	1,302.85	134
負債合計		137,036.50	14,102
純資産		55,215,301.93	5,682,207
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		54,217,997.82	5,579,574
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		110,840,479円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		5,440,838.768口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		110,008.638口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		9.97	1,026円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,008円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末：		
発行受益証券	5,547,621.384 □	110,008.638 □
買戻受益証券	(106,782.616)□	- □
2016年5月31日	5,440,838.768 □	110,008.638 □
純資産、期末：	米ドル	円
2016年5月31日	54,217,997.82 (5,579,574千円)	110,840,479
受益証券1口当たり純資産価格、期末：	米ドル	円
2016年5月31日	9.97 (1,026円)	1,008

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

財務書類に対する注記

2016年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (h) 未実現損益は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用はサブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

1.5 配当金収入

配当金は、投資対象ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益に計上される。当期中において投資先ファンドが支払った配当金はなかった。

1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の適用為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資対象ファンドの投資運用会社でもあり、投資対象ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%（サブ・ファンドの純資産に基づき算定される）の報酬を受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社に配分されるサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2016年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	460,556.20	日本円	49,989,000.00	2016年6月15日	(10,588.45)
米ドル	54,869.34	日本円	5,970,000.00	2016年6月15日	(1,131.42)
米ドル	65,317.93	日本円	7,155,000.00	2016年6月15日	(913.61)
米ドル	75,700.86	日本円	8,337,000.00	2016年6月15日	(657.16)
米ドル	113,738.47	日本円	12,500,000.00	2016年6月15日	(1,222.34)
米ドル	120,105.14	日本円	13,155,000.00	2016年6月15日	(1,693.01)
米ドル	96,253.49	日本円	10,680,000.00	2016年6月15日	(120.08)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現純評価損合計					(16,326.07)

注10．為替レート

2016年5月31日現在使用された対米ドルの為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	111.1401

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資対象ファンドの投資運用会社としての役割も担っているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされる。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
 投資有価証券明細表
 2016年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
557,384.06	Goldman Sachs Funds SICAV - Wealthbuilder Multi-Asset Growth Portfolio Class I Share	米ドル	54,803,423.69	55,275,776.93	100.11
投資信託合計			54,803,423.69	55,275,776.93	100.11
投資有価証券合計			54,803,423.69	55,275,776.93	100.11

投資有価証券の分類
 2016年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ		
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	100.11
投資有価証券合計		100.11

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

（２）投資有価証券明細表等

各サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した各サブ・ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

平成28年6月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億2,299万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,288円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=114.39円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年商事会社に関する法律(改正済)に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(改正済)第125-2条に規定された範囲内の)投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(以下「AIFMD」という。)に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を各サブ・ファンドの投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の詐欺、重過失または故意の不履行による作為もしくは

不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面による通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

平成28年6月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される13本の投資信託を運営および管理している。

（平成28年6月末日現在）

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	2,632,621,661米ドル
		ユーロ建て：	8,447,262ユーロ
		日本円建て：	652,966,853,409円
		豪ドル建て：	1,926,003,848豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て：	510,396,837ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て：	71,694,067カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=114.39円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、 用具および備品	3	25,741	2,945	25,097	2,871
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	4	3,518,259	402,454	1,730,308	197,930
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の 到来するもの		0	0	4,557	521
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	8	1,258,123	143,917	102,350	11,708
- 現金および預金		5,260,501	601,749	6,254,088	715,405
前払金		42,077	4,813	30,507	3,490
資産合計		10,104,701	1,155,877	8,146,907	931,925
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	622,993	5,446,220	622,993
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	6,404	55,985	6,404
その他の積立金	7	928,572	106,219	1,154,757	132,093
		984,557	112,623	1,210,742	138,497
- 当期損益		331,076	37,872	(226,185)	(25,873)
		6,761,853	773,488	6,430,777	735,617
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	0	0
- その他の引当金		252,863	28,925	232,504	26,596
		252,863	28,925	232,504	26,596
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		47,818	5,470	105,197	12,033
- その他の債務					
1年以内に支払期限の 到来するもの	9	3,042,167	347,993	1,378,429	157,678
		3,089,985	353,463	1,483,626	169,712
負債合計		10,104,701	1,155,877	8,146,907	931,925

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2016年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	10,121,552	1,157,804	3,929,755	449,525
人件費					
給与および賃金		932,242	106,639	929,765	106,356
給与および賃金に係る					
社会保障費		94,904	10,856	98,171	11,230
補足年金費用		22,038	2,521	29,070	3,325
その他の社会保障費		64,582	7,388	54,189	6,199
		<u>1,113,766</u>	<u>127,404</u>	<u>1,111,195</u>	<u>127,110</u>
その他の営業費用	11.1	250,861	28,696	225,054	25,744
利息および					
その他の財務費用					
その他の利息および					
類似財務費用		36,582	4,185	0	0
		<u>11,522,761</u>	<u>1,318,089</u>	<u>5,266,004</u>	<u>602,378</u>
法人所得税	8	1,070	122	3,210	367
前勘定科目に表示されて					
いないその他の税金		32,180	3,681	33,320	3,811
当期利益		<u>331,076</u>	<u>37,872</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
費用合計		<u>11,887,087</u>	<u>1,359,764</u>	<u>5,302,534</u>	<u>606,557</u>
収益					
純売上高	10.1	11,707,262	1,339,194	5,045,273	577,129
その他の営業収益	11.2	179,671	20,553	16,326	1,868
その他の利息および					
その他の財務収益					
その他の利息および					
類似財務収益		154	18	14,750	1,687
		<u>11,887,087</u>	<u>1,359,764</u>	<u>5,076,349</u>	<u>580,684</u>
当期損失		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>226,185</u>	<u>25,873</u>
収益合計		<u>11,887,087</u>	<u>1,359,764</u>	<u>5,302,534</u>	<u>606,557</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2016年3月31日に終了した年度
（単位：ユーロ）

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2016年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2016年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（「Q M S」）、日興・プレミアム・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの13の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価				評価額調整		
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(3,114)	4,150
- オフィス設備	48,877	0	26,619	(48,877)	26,619	(5,027)	21,591
	56,141	0	26,619	(48,877)	33,883	(8,141)	25,741

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4．債権

2016年3月31日および2015年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンドのシリーズ・トラスト（ABLファンド・シリーズ）の償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が2012年3月31日、2013年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に対して行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、2016年3月31日に終了した会計年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2015年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)
損益の繰入額	-	-	(226,185)	-	(226,185)	226,185
当期損益	-	-	-	-	-	331,076
2016年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	727,772	200,800	928,572	331,076

2015年5月29日に開催された年次株主総会は、2015年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2014年まで(同年を含む。)査定を行っている。

注9．その他の債務

2016年3月31日および2015年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	2,665,432	1,292,277
未払販売報酬	376,735	86,152
	<u>3,042,167</u>	<u>1,378,429</u>

注10．純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	11,697,760	5,045,273
弁護士報酬	9,502	0
	<u>11,707,262</u>	<u>5,045,273</u>

2016年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンド（四半期分配型）および日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・CB・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2016年3月31日に終了した年度の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.03%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	9,820,019	3,737,328

その他の費用	301,533	192,427
	<u>10,121,552</u>	<u>3,929,755</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2016年3月31日に終了した年度において9,820,019ユーロ、および2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11．その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	0	20,000
その他の管理事務費用	250,861	205,054
	<u>250,861</u>	<u>225,054</u>

11.2 その他の営業収益

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	8,312	4,776
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への 業務提供に対する引当金	11,700	11,550
税務当局からの還付金受領額	101,870	0
Q M S への余剰資金注入回収に伴う収益	57,789	0
	<u>179,671</u>	<u>16,326</u>

注12. 従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2016年3月31日	2015年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>6</u>

12.2 就業者

2016年3月31日および2015年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2016年3月31日	2015年3月31日
上級管理職	1	2
中間管理職	3	4
従業員	3	2
	<u>7</u>	<u>8</u>

2016年3月31日に終了した会計年度中、取締役1名が当社の取締役員の役職を退いた。

注13. オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかか資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、(当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として) S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

2016年4月5日を効力発生日として、当社はルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン 通り 2 番にその登録住所を変更した。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本文の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2016
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 741	25 097
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	3 518 259	1 730 308
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		0	4 557
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	1 258 123	102 350
- Cash at bank and in hand		5 260 501	6 254 088
Prepayments		<u>42 077</u>	<u>30 507</u>
Total assets		<u>10 104 701</u>	<u>8 146 907</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	55 985
other reserves	7	<u>928 572</u>	<u>1 154 757</u>
		984 557	1 210 742
- Profit or loss for the financial year		<u>331 076</u>	<u>(226 185)</u>
		6 761 853	6 430 777
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>252 863</u>	<u>232 504</u>
		252 863	232 504
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		47 818	105 197
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>3 042 167</u>	<u>1 378 429</u>
		<u>3 089 985</u>	<u>1 483 626</u>
Total liabilities		<u>10 104 701</u>	<u>8 146 907</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2016
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	10 121 552	3 929 755
Staff costs			
- Salaries and wages		932 242	929 765
- Social security on salaries and wages		94 904	98 171
- Supplementary pension costs		22 038	29 070
- Other social costs		<u>64 582</u>	<u>54 189</u>
		1 113 766	1 111 195
Other operating charges	11.1	250 861	225 054
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>36 582</u>	<u>0</u>
		11 522 761	5 266 004
Income tax	8	1 070	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>32 180</u>	<u>33 320</u>
Profit for the financial year		<u>331 076</u>	<u>0</u>
Total charges		<u>11 887 087</u>	<u>5 302 534</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	11 707 262	5 045 273
Other operating income	11.2	179 671	16 326
Other interest and other financial income			
- Other interest and similar financial income		154	14 750
		<u>11 887 087</u>	<u>5 076 349</u>
Loss for the financial year		<u>0</u>	<u>226 185</u>
Total income		<u>11 887 087</u>	<u>5 302 534</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2016****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2016, the Company manages 13 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“**QMS II**”), Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“**EUR**”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost			Value adjustments			
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Gross value at the end of the financial year EUR	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets							
of which:							
-furniture, fixture and fittings	7 264	0	0	0	7 264	(3 114)	4 150
-office arrangements	<u>48 877</u>	<u>0</u>	<u>26 619</u>	<u>(48 877)</u>	<u>26 619</u>	<u>(5 027)</u>	<u>21 591</u>
	<u>56 141</u>	<u>0</u>	<u>26 619</u>	<u>(48 877)</u>	<u>33 883</u>	<u>(8 141)</u>	<u>25 741</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2016 and March 31, 2015 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables were made in the fiscal year ended March 31, 2012, March 31, 2013 & March 31, 2014 in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounted to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the fiscal year ended March 31, 2016.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2015	5 446 220	55 985	953 957	200 800	1 154 757	(226 185)
Allocation of the result	-	-	(226 185)	-	(226 185)	226 185
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>331 076</u>
Balance at March 31, 2016	<u>5 446 220</u>	<u>55 985</u>	<u>727 772</u>	<u>200 800</u>	<u>928 572</u>	<u>331 076</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 29, 2015 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2015.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2014 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2016 and March 31, 2015 are analysed as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Advisory fees payable	2 665 432	1 292 277
Distribution fees payable	<u>376 735</u>	<u>86 152</u>
	<u>3 042 167</u>	<u>1 378 429</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 - Net turnover**

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Management fees	11 697 760	5 045 273
Legal Commission	<u>9 502</u>	<u>0</u>
	<u>11 707 262</u>	<u>5 045 273</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.1 - Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2016 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure Fund (Quarterly Distribution) and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.1 - Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the year ended March 31, 2016. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.03% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 - Other external charges

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	9 820 019	3 737 328
Other expenses	<u>301 533</u>	<u>192 427</u>
	<u>10 121 552</u>	<u>3 929 755</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 9 820 019 during the year ended March 31, 2016 and EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.2 - Other external charges (continued)**

The performance fee received by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 11 - Other operating charges and other operating income**11.1 - Other operating charges**

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Director's fees	0	20 000
Other administrative expenses	<u>250 861</u>	<u>205 054</u>
	<u>250 861</u>	<u>225 054</u>

11.2 - Other operating income

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	8 312	4 776
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 550
Reimbursement received from tax authorities	101 870	0
Reimbursement on cash buffer made in relation to QMSII	<u>57 789</u>	<u>0</u>
	<u>179 671</u>	<u>16 326</u>

Note 12 - Staff and directors**12.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
Directors	4	6

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 12 - Staff and directors (continued)****12.2 - Personnel**

The number of persons employed as at March 31, 2016 and March 31, 2015 was as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
Senior Management	1	2
Middle Management	3	4
Employees	<u>3</u>	<u>2</u>
	<u>7</u>	<u>8</u>

During the financial year ended March 31, 2016, one director resigned from her position of member of the Board of Directors of the Company.

Note 13 – Off-balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the “Series Trust”).

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

With effective date April 5, 2016, the Company changed its registered address to 2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg.

(2) その他の訂正

(注) 下線の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

(ハ) 資本金の額

平成27年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,548万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,554円）の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場（1ユーロ = 127.70円）による。以下同じ。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成28年3月末日現在)

名 称	住 所(注)	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A番	272,311株	100%

(注) 本書日付現在の住所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番である。

<訂正後>

(ハ) 資本金の額

平成28年6月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億2,299万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,288円）の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場（1ユーロ = 114.39円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成28年6月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通 り2番	272,311株	100%

(5) 開示制度の概要

ケイマン諸島における開示

(ロ) 受益者に対する開示

<訂正前>

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期（毎年5月31日に終了する。）終了時から3か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社から、閲覧または入手可能である。

ファンドの計算期間は、毎年11月30日に終了する。ファンドの第1期の年次報告書は、平成28年11月30日に終了する期間に対して作成される。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

<訂正後>

サブ・ファンドの計算期間は、毎年11月30日に終了する。11月30日が営業日でない場合、11月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。ファンドの監査済財務書類を含む、ミューチュアル・ファンド規則により受益者への送付が要求される、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成された年次報告書の写しは、かかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も、関連する期間の終了後3か月以内に作成され受益者に送付される。5月31日が営業日でない場合、5月の最終純資産価格が未監査半期報告書の作成に使用される。

さらに、年次報告書および財務書類の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所にて入手可能である。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

ファンドの仕組み



*1 損益は全て投資家である受益者に帰属する。

*2 コンサバティブ型-米ドル建て、コンサバティブ型-円建て(ヘッジあり)、グロース型-米ドル建て、グロース型-円建て(ヘッジあり)の間でスイッチングを行うことができる。他のプレミアム・ファンズとのスイッチングはできない。コンサバティブ型・グロース型間の同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。

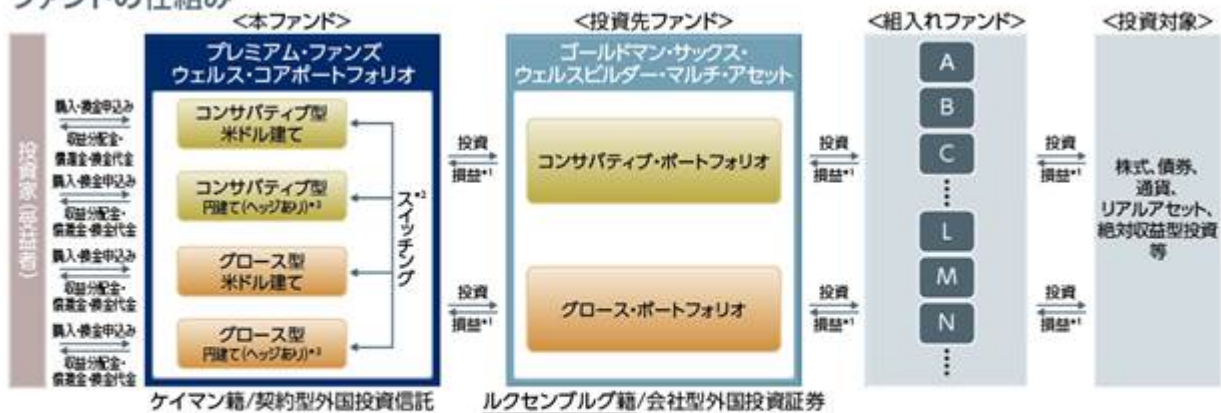
*3 米ドル建て投資ファンドへの投資部分に対し、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る。為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかる。投資先ファンドを通じて保有する米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受ける。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの仕組み



*1 損益は全て投資家である受益者に帰属する。

*2 コンサバティブ型-米ドル建て、コンサバティブ型-円建て(ヘッジあり)、グロース型-米ドル建て、グロース型-円建て(ヘッジあり)の間でスイッチングを行うことができる。他のプレミアム・ファンズとのスイッチングはできない。コンサバティブ型・グロース型間の同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。

*3 米ドル建て投資ファンドへの投資部分に対し、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る。為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかる。投資先ファンドを通じて保有する米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受ける。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

(1) リスク要因

(前略)

その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものでない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、各自の専門アドバイザーと相談すべきである。

サブ・ファンドに固有のリスク

(中略)

サブ・ファンドの受益証券のクラス間のクロス・ライアビリティ 受託会社は、クラス受益証券を発行することができる。サブ・ファンドの受益証券の特定のクラスの資産がサブ・ファンドのその他のクラスの債務の弁済のために用いられないという保証はない。受益証券のいかなるクラスについても責任財産限定特約（リミテッド・リコース）は存在しない。このため、サブ・ファンドのすべての資産は、当該資産または債務がいかなるクラスに帰属するものであれ、すべての債務の弁済のために用いられる。特に、クラス間にまたがる債務（クロス・クラス・ライアビリティ）は、あるクラスに関する債務が当該クラスの資産を超えた場合に生じる。この場合、他のクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は、当該債務の超過部分に充当され、その結果、当該クラスの価値は減少する。

(中略)

上記の特別の勘案事項の列挙は、サブ・ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資を行おうとする者は、本書を慎重に精読し、サブ・ファンドへの投資を決定する前に自己の専門アドバイザーに相談すべきである。

なお、投資先ファンドに伴う主な投資リスクについては、別紙Bを参照されたい。

(中略)

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

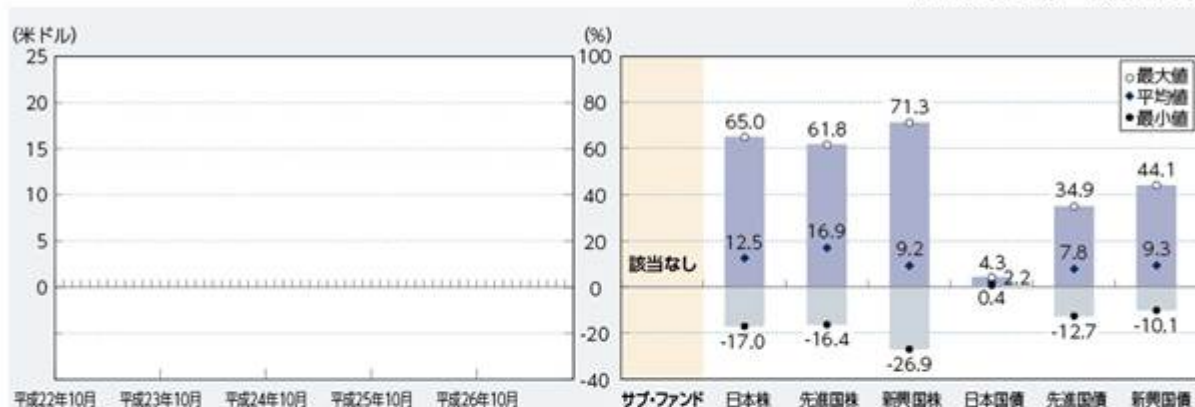
サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

サブ・ファンドの米ドル建て受益証券は、平成27年12月4日から運用を開始したが、本書の日付現在、記載できるデータはない。サブ・ファンドの円建て(ヘッジあり)受益証券は、平成28年5月11日に運用を開始する予定であり、本書の日付現在、記載できるデータはない。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

平成22年10月～平成27年9月の5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものである。(ただし、サブ・ファンドの米ドル建て受益証券は運用開始日が平成27年12月4日であり、また、円建て(ヘッジあり)受益証券は運用開始予定日が平成28年5月11日のため、年間騰落率は算出されない。)

(平成22年10月～平成27年9月)



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。)
- 代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX(配当込み)
- 先進国株……………ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
- 新興国株……………S&P新興国総合指数
- 日本国債……………ブルームバーグ/EFFAS債券・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
- 先進国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……………シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

<訂正後>

(1) リスク要因

(前略)

その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものでない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、専門アドバイザーと相談するべきである。

サブ・ファンドに固有のリスク

(中略)

サブ・ファンドの受益証券のクラス間のクロス・ライアビリティ 受託会社は、クラス受益証券を発行することができる。サブ・ファンドの受益証券の特定のクラスの資産がサブ・ファンドのその他のクラスの債務の弁済のために用いられないという保証はない。受益証券のいかなるクラスについても責任財産限定特約（リミテッド・リコース）は存在しない。このため、サブ・ファンドのすべての資産は、当該資産または債務がいかなるクラスに帰属するものであれ、すべての債務の弁済のために用いられる。特に、クラス間にまたがる債務（クロス・クラス・ライアビリティ）は、あるクラスに関する債務が当該クラスの資産を超えた場合に生じる。この場合、他のクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は、当該債務の超過部分に充当され、その結果、当該クラスの価値は減少する。

(中略)

上記の特別の勘案事項の列挙は、サブ・ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資を行おうとする者は、本書を慎重に精読し、サブ・ファンドへの投資を決定する前に専門アドバイザーに相談すべきである。

なお、投資先ファンドに伴う主な投資リスクについては、別紙Bを参照されたい。

(中略)

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

各クラス受益証券の分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

平成23年7月～平成28年6月の5年間における各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである（ただし、各サブ・ファンドの米ドル建て受益証券は平成27年12月4日から、円建て（ヘッジあり）受益証券は平成28年5月11日から運用を開始したため、年間騰落率および、米ドル建て受益証券については平成27年12月3日以前、円建て受益証券については平成28年5月10日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されない。）。

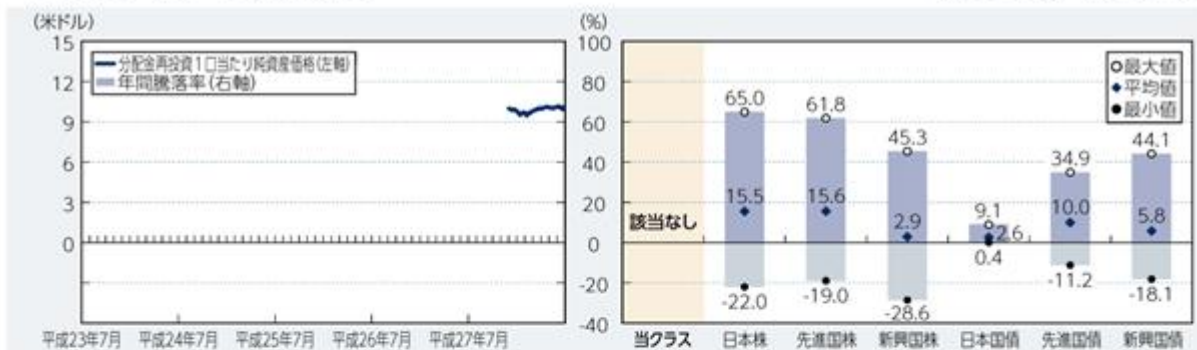
各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの

年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、各クラス受益証券の表示通貨ベースと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。（ただし、各サブ・ファンドの米ドル建て受益証券は平成27年12月4日から、円建て（ヘッジあり）受益証券は、平成28年5月11日から運用を開始したため、年間騰落率は算出されない。）このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

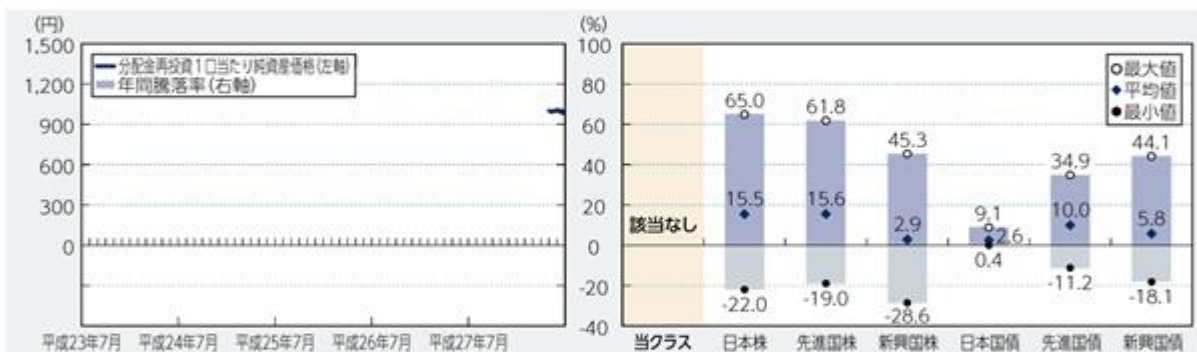
<コンサバティブ型－米ドル建て>

(平成23年7月～平成28年6月)



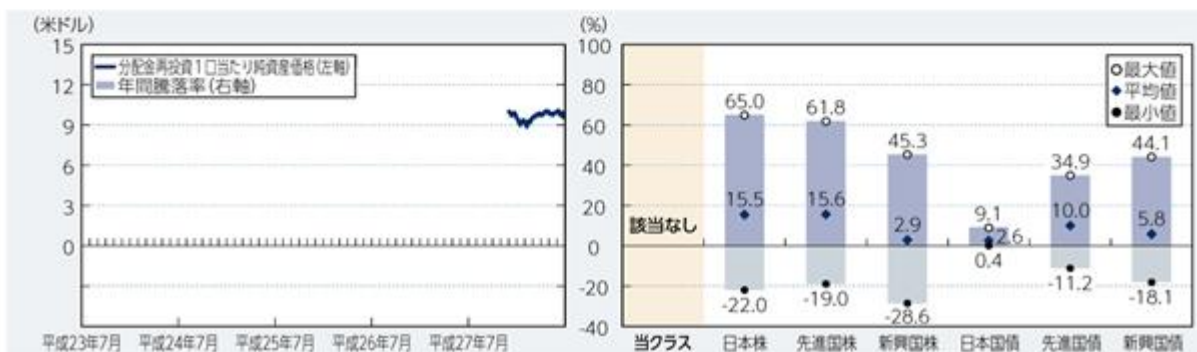
<コンサバティブ型－円建て（ヘッジあり）>

(平成23年7月～平成28年6月)



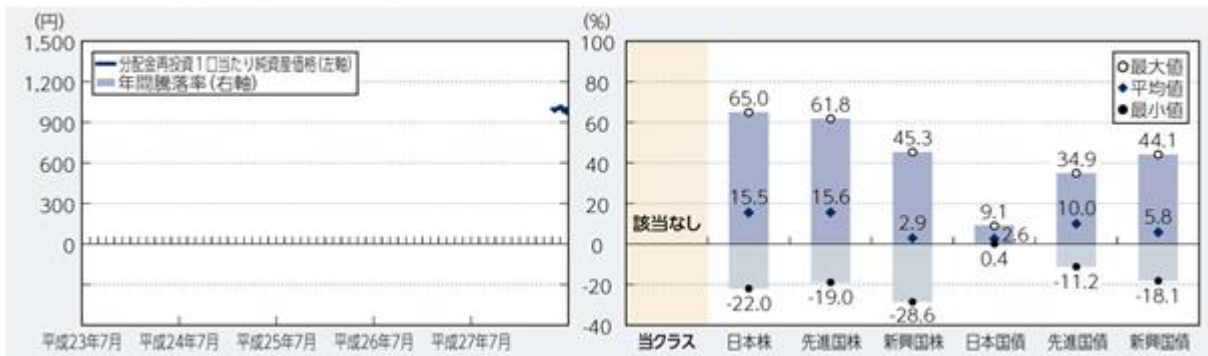
<グロース型－米ドル建て>

(平成23年7月～平成28年6月)



<グロース型-円建て(ヘッジあり)>

(平成23年7月～平成28年6月)



出所:投資運用会社、Bloomberg LPおよび指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- ・ 分配金再投資 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各クラス受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資 1 口当たり純資産価格は各受益証券の 1 口当たり純資産価格と等しくなる。
- ・ 各クラス受益証券の年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における分配金再投資 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）設定から 1 年未満の時点では算出されない。
- ・ 各クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドル建て受益証券については、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- ・ 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- ・ 各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- ・ サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・ 代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX（配当込み）

先進国株……………ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株……………S & P 新興国総合指数

日本国債……………ブルームバーグ/EFFAS ボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1 年超）

先進国債……………シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……………シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

(注) ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよび S & P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4 手数料等及び税金

（6）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

平成28年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

ケイマン諸島

（中略）

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

（中略）

A E O I 規則により、報告金融機関は、特に、（ ）（U S I G A に該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「G I I N」という。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「I R S」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はI R S、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、A E O I 規則に基づき、いかなる義務も有していない。

U S I G A の定めにより、U S I G A を実施するA E O I 規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってF A T C A の要件を「遵守しているとみなされ」、F A T C A 源泉徴収税（現在は30%の税率）を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、F A T C A 源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのF A T C A 上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。F A T C A 源泉徴収税は、U S I G A の条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（U S I G A に定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。U S I G A を実施するA E O I 規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、F A T C A その他による口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのA E O I 規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

<訂正後>

（前略）

日本

平成28年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

ケイマン諸島

（中略）

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

（中略）

A E O I 規則により、報告金融機関は、特に、（ ）（U S I G A に該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「G I I N」という。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「I R S」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はI R S、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、A E O I 規則に基づき、いかなる義務も有していない。

U S I G A の定めにより、U S I G A を実施するA E O I 規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってF A T C A の要件を「遵守しているとみなされ」、F A T C A 源泉徴収税（現在は30%の税率）を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、F A T C A 源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのF A T C A 上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。F A T C A 源泉徴収税は、U S I G A の条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（U S I G A に定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。U S I G A を実施するA E O I 規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、F A T C A その他の口座保有者による、または口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのA E O I 規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

第2 管理及び運営

4 資産管理等の概要

(3) 信託期間

<訂正前>

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成20年9月11日から149年後に終了する予定である。米ドル建て受益証券は平成27年12月4日に運用を開始した。また、円建て（ヘッジあり）受益証券は平成28年5月11日に運用を開始する予定である。

<訂正後>

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、平成20年9月11日から149年後に終了する予定である。米ドル建て受益証券は平成27年12月4日に、円建て（ヘッジあり）受益証券は平成28年5月11日に、それぞれ運用を開始した。

別紙B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

（前略）	
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資法人
（後略）	

<訂正後>

（前略）	
ファンド形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
（後略）	

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

我々は、2016年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2016年5月24日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人
ビクター・チャン・イン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 24, 2016

KPMG Luxembourg,
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。